

（仮称）佐世保市鹿町町風力発電所設置計画
に係る環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和 3 年 3 月

株式会社ウエストエネルギーソリューション

目 次

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

- (1) 公告の日 1
- (2) 公告の方法 1
- (3) 縦覧場所 1
- (4) 縦覧期間 1
- (5) 縦覧者数 2

2 環境影響評価方法書についての説明会の開催 2

3 環境影響評価方法書についての意見の把握 2

- (1) 意見書の提出期間 2
- (2) 意見書の提出方法 2
- (3) 意見書の提出状況 2

第 2 章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの

- 意見の概要とこれに対する事業者の見解 19

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他の事項を公告し、方法書及びこれを要約した書類（以下「要約書」という。）を公告の日から起算して一月間縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表した。

(1) 公告の日

令和3年1月19日（火）

(2) 公告の方法

- ① 令和3年1月19日（火）付けの官報に「公告」を掲載した。（別紙1参照）
- ② ①の公告に加え、当社のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。（別紙2参照）

(3) 縦覧場所

自治体庁舎等5箇所にて縦覧した。

また、インターネットの利用により、当社ウェブサイトで公表した。

① 自治体庁舎等における縦覧

- ・佐世保市環境センター（長崎県佐世保市稲荷町1番地8）
- ・佐世保市役所鹿町支所（長崎県佐世保市鹿町町下歌ヶ浦8番地37）
- ・佐々町役場（長崎県北松浦郡佐々町本田原免168番地2）
- ・松浦市役所（長崎県松浦市志佐町里免365番地）
- ・松浦市役所御厨支所（長崎県松浦市御厨町里免385番地）

② インターネットの利用による公表

当社のウェブサイト「お知らせ」に、方法書及び要約書を掲載した。（別紙2参照）

また、自治体（長崎県、佐世保市及び佐々町）のウェブサイトと当社ウェブサイトとをリンクすることにより、自治体ウェブサイトから方法書及び要約書を参照可能とした。（別紙3参照）

③ 自治体広報誌による公表

自治体（佐々町及び松浦市）の協力のもと、広報誌に縦覧と説明会に関するお知らせを掲載した。（別紙4参照）

(4) 縦覧期間

① 自治体庁舎等における縦覧

令和3年1月19日（火）から令和3年2月18日（木）までの午前9時から午後5時までとした。（閉庁日を除く）

② インターネットの利用による公表

意見書受付期間の令和 3 年 1 月 19 日（火）から令和 3 年 3 月 4 日（木）までとし、その期間中は常時アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

① 縦覧者数：2 名

（内訳）	佐世保市環境センター：	0 名
	佐世保市役所鹿町支所：	0 名
	佐々町役場：	0 名
	松浦市役所：	2 名
	松浦市役所御厨支所：	0 名

② 方法書を掲載した当社ウェブページへのアクセス数：1,512 回

2 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当社は方法書の記載事項を周知させるための説明会を計画したが、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から関係自治体と協議した上で中止した。

なお、開催予定であった説明会の開催の公告は、方法書の縦覧等に関する公告（別紙 1 参照）と同時に行うとともに、当社ウェブサイトでもお知らせした。（別紙 2 参照）

3 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 8 条第 1 項の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和 3 年 1 月 19 日（火）から令和 3 年 3 月 4 日（木）までの間
（縦覧期間及びその後 2 週間とし、郵送の受け付けは最終日の消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境の保全の見地からの意見について、次の方法により受け付けた。（別紙 5 参照）

- ・縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函
- ・当社への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は 10 通であり、環境の保全の見地からの意見は 53 件であった。その他（環境の保全の見地以外からの意見）は 2 件であった。

官報に掲載した公告

令和 3 年 1 月 19 日 (火) 掲載

(仮称) 佐世保市鹿町町風力発電所設置計画に係る環境影響評価方法書の公告 環境影響評価法に基づき、(仮称) 佐世保市鹿町町風力発電所設置計画に係る環境影響評価方法書(以下「方法書」という)の作成及び同説明会の開催について、次のとおり公告します。 一、事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 株式会社ウエストエネルギーソリューション 代表取締役社長 江頭栄一郎 広島県広島市西区楠木町一丁目一五番二四号 二、対象事業の名称、種類及び規模 (仮称) 佐世保市鹿町町風力発電所設置計画 風力(陸上)	
総出力三万三千六百キロワット(定格出力三千キロワット)四千キロワット級の風力発電機を八十一基程度設置 三、対象事業が実施されるべき区域 長崎県佐世保市及び北松浦郡佐々町 四、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 長崎県佐世保市、松浦市、北松浦郡佐々町 五、方法書の縦覧・公表 (一) 縦覧場所 佐世保市環境センター(長崎県佐世保市稲荷町一番地八) 佐世保市役所鹿町支所(長崎県佐世保市鹿町町下歌ヶ浦八番地三七) 佐々町役場(長崎県北松浦郡佐々町本田原免一六八番地二) 松浦市役所(長崎県松浦市志佐町里免三六五番地) 松浦市役所御厨支所(長崎県松浦市御厨町里免三八五番地) (二) 縦覧期間 令和三年一月十九日(火) から令和三年二月十八日(木) まで(閉庁日、休館日を除く) (三) 縦覧時間 午前九時から午後五時まで (四) ウェブサイトでの公表 方法書及び要約書は、令和三年一月十九日(火) から令和三年三月四日(木) まで弊社ウェブサイトに掲載します。 六、環境保全の見地からの意見の提出 方法書について環境の保全の見地から意見をお持ちの方は、左記の記載事項を記入し書面に提出してください。 (一) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) (二) 意見書の提出の対象である方法書の名称 (三) 方法書についての環境の保全の見地からのご意見(日本語により、ご意見の理由を含めて記載してください。) 七、意見書の提出期限、提出方法、提出先 令和三年三月四日(木)(消印有効)までに意見書を左記宛先に郵送又は縦覧期間中に各縦覧場所に設置する意見書箱に投函してください。	〒七三三-〇〇〇二 広島県広島市西区楠木町一丁目一五番二四号 株式会社ウエストエネルギーソリューション 株式会社ウエストエネルギーソリューション 環境アセスメント係 宛 八、方法書説明会を開催する日時及び場所 (一) 令和三年二月四日(木) 午後七時から午後八時半(予定) 鹿町地区公民館(長崎県佐世保市鹿町町下歌ヶ浦八番地三七) (二) 令和三年二月八日(月) 午後七時から午後八時半(予定) 佐々町文化会館(長崎県北松浦郡佐々町本田原免一四六番地) 令和三年一月十九日 広島県広島市西区楠木町一丁目一五番二四号 株式会社ウエストエネルギーソリューション 代表取締役社長 江頭栄一郎

(別紙 2)

当社ウェブサイトに掲載したお知らせ

■ 令和 3 年 1 月 19 日 (火) 掲載

 **WEST GROUP** ウェストグループについて

事業領域

施工実績

ニュース

News

お知らせ

すべて

お知らせ

プレスリリース

CSR

企業で読む

2021.01.19

お知らせ

NEW 「(仮称)佐世保市
鹿町町風力発電所設置
計画に係る環境影響評
価方法書」の公表、縦
覧及び説明会の開催に
ついて

2020.11.27

プレスリリース

ウエストエネルギーソ
リューション・広島大
学「ソーラーシェアリ
ング共同研究講座」を
開設 (932 KB) [PDF](#)

2020.09.02

トピックス

COALAnet Vol7が発刊
されました (7,615
KB) [PDF](#)

お知らせ

ウエストエネルギーソリューション

2021.01.19

「(仮称)佐世保市鹿町町風力発電所設置計画に係る環境影響評価方法書」の公表、縦覧及び説明会の開催について

当社は、1月18日「(仮称)佐世保市鹿町町風力発電所設置計画に係る環境影響評価方法書」（以下、「方法書」）を経済産業大臣に届け出ました。

本日、1月19日より、環境影響評価法に基づき、方法書及び要約書（方法書を要約した書類）を公表し、縦覧するとともに、2月4日及び8日に方法書説明会を開催します。

方法書について、環境保全の見地からご意見をお持ちの方は、当社へご意見をお寄せいただきたくお願い申し上げます。方法書の公表・縦覧及び意見書の提出方法につきましては、以下をご覧ください。

【インターネットによる公表】

本サイトにおいて、令和3年1月19日（火）午前9時から3月4日（木）午後5時まで、方法書及び要約書をご覧頂けます。

（注）方法書及び要約書は、ダウンロードした後、Acrobat Reader（最新版推奨）でご覧下さい。

(仮称)佐世保市鹿町町風力発電所設置計画に係る環境影響評価方法書

表紙・目次

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第2章 対象事業の目的及び内容

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果

第5章 配慮書に対する経済産業大臣の見解及び事業者の見解

第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

第7章 その他環境省令で定める事項

第8章 環境影響評価方法書に関する業務を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

環境影響評価方法書の要約書

・方法書及び要約書は令和3年3月4日（木）まで閲覧が可能です。ただし、印刷はできません。

【インターネットによる公表】

本サイトにおいて、令和3年1月19日（火）午前9時から3月4日（木）午後5時まで、方法書及び要約書をご覧頂けます。

（注）方法書及び要約書は、ダウンロードした後、Acrobat Reader（最新版推奨）でご覧下さい。

(仮称)佐世保市鹿町町風力発電所設置計画に係る環境影響評価方法書

[表紙・目次](#)

[第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)

[第2章 対象事業の目的及び内容](#)

[第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況](#)

[第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果](#)

[第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解](#)

[第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法](#)

[第7章 その他環境省令で定める事項](#)

[第8章 環境影響評価方法書に関する業務を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)

[環境影響評価方法書の要約書](#)

・方法書及び要約書は令和3年3月4日（木）まで閲覧が可能です。ただし、印刷はできません。

以下の5箇所において、方法書及び要約書を縦覧いただけます。

[場所]

佐世保市環境センター (長崎県佐世保市稲荷町1番地8)

佐世保市役所鹿町支所 (長崎県佐世保市鹿町下歌ヶ浦8番地37)

佐々町役場 (長崎県北松浦郡佐々町本田原免168番地2)

松浦市役所 (長崎県松浦市志佐町里免365番地)

松浦市役所御厨支所 (長崎県松浦市御厨町里免385番地)

[期間] 令和3年1月19日(火)から2月18日(木)まで(閉庁日は除きます)

[時間] 午前9時から午後5時まで

2 意見書の提出方法

意見書は、当社へ書面による郵送、または縦覧期間中に各縦覧場所に設置する意見書箱にご投函ください。(注：個人情報等は本件のみに使用し、それ以外の目的には使用いたしません。)

【意見書の提出について】

意見書の提出について

【意見書様式】

意見書提出様式

3 方法書説明会

① 令和3年2月4日(木) 午後7時～午後8時半(予定)

場所：鹿町地区公民館(長崎県佐世保市鹿町下歌ヶ浦8番地37)

② 令和3年2月8日(月) 午後7時～午後8時半(予定)

場所：佐々町文化会館(長崎県北松浦郡佐々町本田原免146番地)

※新型コロナウイルス感染症の状況によっては、方法書説明会をやむを得ず中止する場合がございます。開催に関する情報は、当社ホームページのお知らせにてご案内いたします。

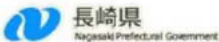
4 問い合わせ先

株式会社ウエストエネルギーソリューション 環境アセスメント係

TEL 082-296-0050(※土曜、日曜及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで)

(別紙 3)

長崎県ウェブサイト



色合い ☐ 白 ☒ 黒 ☐ 青 文字サイズ ☐ 標準 ☐ 拡大 クエリ

ホーム 目的で探す 分類で探す 組織で探す 地方機関で探す カレンダーで探す 地域で探す

ホーム 目的で探す 県からのお知らせ お知らせ

メニュー

お知らせ

県の出来事

お知らせ

- 2021年01月19日 [長崎県立諫早技能会館の指定管理者を募集します](#)（雇用労働政策課）
- 2021年01月19日 [「九州・長崎特定複合観光施設設置運営事業」の公募開始について\(2021年1月19日追記\)](#)（IR推進課）
- 2021年01月19日 [空港用化学消防車\(1000リットル級\)調達に係る入札結果](#)（港湾課）
- 2021年01月19日 [令和4年秋の新幹線開業に向けた関連イベントを公表します。\(令和2年度分\)](#)（新幹線対策課）
- 2021年01月19日 [「雲仙・南島原まで最速!!」ぐるっと島原 島原半島直行バスの運行を開始します!](#)（新幹線対策課）
- 2021年01月19日 [令和3年度「男女共同参画週間」キャッチフレーズ募集!!\(1月12日から2月26日\)](#)（男女参画・女性活躍推進室）
- 2021年01月19日 [地域森林計画](#)（林政課）
- 2021年01月19日 [環境影響評価図書の縦覧について](#)（地域環境課）
- 2021年01月18日 [新型コロナウイルス感染症に伴う薬局への支援について\(薬局\)](#)（業務行政室）
- 2021年01月18日 [工業技術センターにおける新型コロナウイルス感染拡大防止対応について](#)（工業技術センター）
- 2021年01月18日 [県庁舎の利用時間に関するお願い](#)（管財課）
- 2021年01月18日 [【中止】1月・女性のための就職支援セミナー\(ウーマンズジョブほっとステーション\)](#)（男女参画・女性活躍推進室）
- 2021年01月18日 [【お知らせ】特別警戒警報発令\(継続\)に伴う「ウーマンズジョブほっとステーション」の利用について](#)（男女参画・女性活躍推進室）
- 2021年01月18日 [【中止】1月・女性のための就職支援セミナー&相談会\(佐世保市スピカ\)](#)（男女参画・女性活躍推進室）
- 2021年01月18日 [【おらしょ通信】vol.338「怖い話」](#)（世界遺産課）
- 2021年01月16日 [長崎小江スケートパークを一時閉鎖します](#)（長崎港湾漁港事務所）
- 2021年01月16日 [京泊展望公園内テニスコートを一時閉鎖します](#)（長崎港湾漁港事務所）
- 2021年01月15日 [令和2年度「保育所職員研修会」開催についてのお知らせ](#)（こども未来課）
- 2021年01月15日 [不測不慮対策に関する長崎県の緊急措置について\(工事関係\)\(1月15日\)](#)（建設企画課）
- 2021年01月15日 [No.1 令和3年度 対馬市雇用機会拡充支援事業の公募について\(令和2年12月24日投稿\)](#)（管理部 地域づくり推進課）
- 2021年01月15日 [長崎県交通事業者使用料支援給付金](#)（港湾課）
- 2021年01月15日 [安全・安心対策のお知らせ](#)（水産加工流通課）
- 2021年01月15日 [「つたえる県ながさき」第58号\(令和3年2月号\)](#)（広報課）
- 2021年01月15日 [「つたえる県ながさき」2月プレゼント](#)（広報課）
- 2021年01月15日 [令和2年度第4期募集\(長崎地区\)](#)（住宅課）
- 2021年01月15日 [令和2年度第4期募集\(佐世保地区\)](#)（住宅課）
- 2021年01月15日 [令和2年度第4期募集\(諫早地区\)](#)（住宅課）
- 2021年01月15日 [令和2年分確定申告](#)（税務課）
- 2021年01月15日 [令和2年度第4期募集\(大村地区\)](#)（住宅課）
- 2021年01月15日 [【フォト巡礼】『原城への道程\(みち\)』\(その1\)島原城主のキリシタン弾圧](#)（世界遺産課）
- 2021年01月15日 [長崎聖・諫早駅・島原半島エリア乗り降り自由!「ぐるっと島原フリーきっぷ」を発売します!](#)（新幹線対策課）
- 2021年01月14日 [令和2年度ノリ舞踊情報](#)（水産加工流通課）
- 2021年01月14日 [令和2年度薬物乱用防止ポスターコンクール入賞作品の決定及びポスター展の開催について](#)（業務行政室）
- 2021年01月14日 [さざ俱樂部](#)（スポーツ振興課）
- 2021年01月14日 [1月～2月は「はたちの献血」キャンペーン期間です。](#)（保健部 衛生環境課）
- 2021年01月14日 [スマイル江迎スポーツクラブ](#)（スポーツ振興課）
- 2021年01月14日 [対馬県立本館執務室の一時移転について](#)（管理部 総務課）

環境影響評価図書の縦覧について

2021年1月19日更新

(仮称)佐世保市鹿町町風力発電所設置計画に係る環境影響方法書について、事業者(株式会社ウエストエネルギーソリューション)のホームページ(<https://www.west-gr.co.jp/news/>)にて図書が閲覧できますのでお知らせします。
(縦覧期間 令和3年1月19日から令和3年2月18日)

また、方法書説明会が以下のとおり開催される予定です。

1. 日時 令和3年2月4日(木) 午後7時から午後8時半
場所 鹿町地区公民館(長崎県佐世保市鹿町町下歌ヶ浦8番地37)
2. 日時 令和3年2月8日(月) 午後7時から午後8時半
場所 佐々町文化会館(長崎県北松浦郡佐々町本田原免146番地)

なお、新型コロナウイルス感染症の状況によっては中止される場合があります。
開催に関する案内は、事業者のWEBサイトでご確認ください。

<https://www.west-gr.co.jp/news/>

このページの掲載元

[地域環境課](#)

住所:長崎県長崎市尾上町3番1号

電話:095-895-2356

ファクシミリ:095-895-2572

[このページへの質問はこちらから](#)



[ホーム](#) > お知らせ一覧

お知らせ一覧

- [「〔仮称〕佐世保市鹿町町風力発電所設置計画」に係る環境影響評価方法書の縦覧について（1月19日）](#)
- [【望まない受動喫煙を防止するために】市民の皆様・施設管理者の皆様へ（1月19日）](#)
- [佐世保市産業支援センター（1月19日）](#)
- [日本遺産（鎮守府）説明板の設置について（1月19日）](#)
- [【受動喫煙防止対策は義務です】飲食提供施設（飲食店）の皆様へ（1月19日）](#)
- [佐世保市内の新型コロナウイルス感染症患者の発生状況（1月19日）](#)
- [令和2年度長崎県障害者巡回歯科診療の実施について（1月19日）](#)
- [新型コロナウイルス感染症に関する佐世保市が設置する施設等の対応について（1月19日）](#)
- [【新型コロナウイルス】長崎県における営業時間短縮要請について（1月19日）](#)
- [食品ロスをなくしましょう（1月18日）](#)
- [【開催中止】1月26日\(火曜日\)マイナンバーカード申請受付（させぼ五番街）（1月18日）](#)
- [第2次佐世保市文化振興基本計画（1月18日）](#)
- [令和3年1月定例教育委員会開催案内（1月17日）](#)
- [新型コロナウイルス感染症にかかるセーフティネット保証の認定手続きについて（1月15日）](#)
- [【新型コロナウイルス感染症経済対策】させぼ振興券について（使用期間終了のお知らせ）（1月15日）](#)
- [廃棄物処理法の罰則について（1月15日）](#)
- [介護教室のご案内（1月14日）](#)
- [【開催中止】ブレババ学級（1月13日）](#)
- [令和2年度幼児教育センター保護者・一般市民対象講座のご紹介（1月13日）](#)
- [新型コロナウイルス感染予防と佐世保市立図書館のサービスについて（1月13日）](#)
- [させぼの魚を食べようキャンペーン（1月12日）](#)
- [#景観させぼフォトイベント2020で投稿された写真の紹介（1月12日）](#)
- [文化イベントカレンダー（令和3年1月分）（1月12日）](#)
- [佐世保市成人式の延期のお知らせについて（1月10日）](#)
- [【島瀬美術センター】「海洋堂フィギュア展」を開催します。（1月10日）](#)
- [【島瀬美術センター】今月の行事予定（1月9日）](#)
- [ノロウイルス食中毒予防対策について（1月8日）](#)
- [【1月24日\(日曜日\)】【2月7日\(日曜日\)】マイナンバーカードのお受け取り及びWeb申請サポートにおける休日開庁のお知らせ（1月8日）](#)
- [佐世保市役所に献血車がきます（1月8日）](#)



[ホーム](#) > [まちづくり・環境](#) > [大気・水質・騒音関係](#) > [環境影響評価について](#) > 「(仮称) 佐世保市鹿町町風力発電所設置計画」に係る環境影響評価方法書の縦覧について

[サイト](#)

いいね！ 0

更新日：2021年1月19日

「(仮称) 佐世保市鹿町町風力発電所設置計画」に係る環境影響評価方法書の縦覧について

佐世保市と佐々町において風力発電施設の設置を予定している株式会社ウエストエネルギーソリューションが「環境影響評価法」に基づき、環境影響評価方法書を作成しましたので、下記のとおり縦覧を行います。

1.事業者の名称、代表者及び所在地

株式会社ウエストエネルギーソリューション 代表取締役社長 江頭 栄一郎
広島県広島市西区楠木町1丁目15番24号

2.対象事業の名称、種類及び規模

(仮称) 佐世保市鹿町町風力発電所設置計画
種類：風力（陸上）
規模：総出力33,600kW（定格出力3,000kW～4,000kW級の風力発電機を8～11基程度設置）

3.対象事業が実施される区域

対象事業実施区域：長崎県佐世保市及び北松浦郡佐々町

4.対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

佐世保市、松浦市、北松浦郡佐々町

5.閲覧場所・時間

市役所 環境センター 環境保全課窓口（佐世保市稲荷町1番地8）
鹿町支所（佐世保市鹿町町下歌ヶ浦8番地37）
午前8時30分から午後5時15分まで

6.縦覧期間

令和3年1月19日（火曜日）から令和3年2月18日（木曜日）まで（土曜日、日曜日、祝祭日を除く開庁日）

7.方法書の内容（事業者のホームページ）

方法書の内容については、株式会社ウエストエネルギーソリューションのホームページにアクセスいただき、閲覧することができます。

<https://www.west-gr.co.jp/news/>

＜事業者ホームページでの掲載期間＞

令和3年1月19日（火曜日）から令和3年3月4日（木曜日）まで

8.環境保全の見地からの意見の提出

方法書について環境保全の見地から意見をお持ちの方は、下記の記載事項を記入し書面にて提出してください。

(1)意見を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2)意見書の提出の対象である方法書の名称

(3)方法書についての環境の保全の見地からのご意見（日本語により、ご意見の理由を含めて記載してください。）

- 意見書の提出期限：令和3年3月4日（木曜日）※消印有効
- 提出方法：意見書を下記宛先に郵送又は縦覧期間中に各縦覧場所に設置する意見書箱に投函してください。
- 提出先：〒733-0002 広島県広島市西区楠木町1丁目15番24号 ウエスト本社ビル

株式会社ウエストエネルギーソリューション 環境アセスメント係 宛

9.方法書説明会の開催日時・場所

(1)令和3年2月4日（木曜日）午後7時から午後8時半（予定）

鹿町地区公民館（佐世保市鹿町町下歌ヶ浦8番地37）

(2)令和3年2月8日（月曜日）午後7時から午後8時半（予定）

佐々町文化会館（北松浦郡佐々町本田原免146番地）

(※)新型コロナウイルス感染症の状況によっては、方法書説明会をやむを得ず中止する場合があります。

開催に関する案内は、事業者のWEBサイトでご確認ください。

<https://www.west-gr.co.jp/news/>

10.お問い合わせ先

株式会社ウエストエネルギーソリューション

メガソーラー開発本部 担当：牛尾

〒733-0002

広島県広島市西区楠木町1丁目15番24号

ウエスト本社ビル

株式会社ウエストエネルギーソリューション

電話：082-296-0050

FAX：082-296-3040

お問い合わせ

環境部環境保全課

電話番号 0956-26-1787

ファックス番号 0956-34-4477

佐世保市役所 開庁時間：8時30分～17時15分 休日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

〒857-8585 長崎県佐世保市八幡町1番10号 電話番号：0956-24-1111(代表)

Copyright © Sasebo City office. All Rights Reserved.



佐々町

山の緑と川のせせらぎが聞こえる自然と調和したまち

Foreign Language

背景色 A A 標準

文字サイズ 拡大 標準

組織から探す

庁舎案内

よくある質問



くらし・手続き



健康・福祉・子育て



まちづくり・産業



行政情報



MENU

ホーム > 分類から探す > くらし・手続き > 環境・ベクト > (仮称)佐世保市鹿町町風力発電所設置計画に係る環境影響評価方法書の縦覧及び説明会について

[もっと見る \(全3件\)](#)

(仮称)佐世保市鹿町町風力発電所設置計画に係る環境影響評価方法書の縦覧及び説明会について

最終更新日：2021年1月19日

佐世保市及び佐々町において風力発電所の設置を計画している株式会社ウエストエネルギーソリューションより、環境影響評価法に基づき「(仮称)佐世保市鹿町町風力発電所設置計画に係る環境影響評価方法書」が提出されました。

以下のとおり、方法書が縦覧され、説明会が開催されますので、お知らせします。

1. 事業者の名称

株式会社ウエストエネルギーソリューション

2. 対象事業の名称、種類及び規模

(仮称)佐世保市鹿町町風力発電所設置計画

総出力33,600kW（定格出力3,000～4,000kW級の風力発電機を8～11基程度設置）

3. 方法書の縦覧・公表

(1) 縦覧場所

佐々町役場（長崎県北松浦郡佐々町本田原免168番地2）

(2) 縦覧期間

令和3年1月19日（火曜日）から令和3年2月18日（木曜日）まで（閉庁日、休館日を除く）

(3) 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで（※金曜日のみ19時まで）

(4) ウェブサイトでの公表

方法書及び要約書は、令和3年1月19日（火曜日）から令和3年3月4日（木曜日）まで事業者のホームページで閲覧できます。

<http://www.west-gr.co.jp/news/>

4. 意見書の提出期限、提出方法、提出先

令和3年3月4日（木曜日）〔消印有効〕までに意見書を以下の宛先に郵送、または縦覧期間中に縦覧場所に設置する意見書箱に投函してください。

〒733-0002 広島県広島市西区楠木町一丁目15番24号ウエスト本社ビル

株式会社ウエストエネルギーソリューション 環境アセスメント係 宛

5. 方法書説明会の日時及び場所

日時：令和3年2月8日（月曜日） 午後7時から午後8時半（予定）

場所：佐々町文化会館（長崎県北松浦郡佐々町本田原免146番地）

※事前申し込みは不要です。なお、新型コロナウイルス感染症の状況により、方法書説明会をやむを得ず中止する場合があります。

6. 問い合わせ先

株式会社ウエストエネルギーソリューション 担当：牛尾 TEL：082-296-0050

このページに関する
お問い合わせは

保険環境課
電話：0956-62-2101
ファックス：0956-62-3178

(ID:3343)

佐々町広報誌



各課からのお知らせ

各課からのお知らせ

みんなのひろば

各課の連絡先

まちの情報

佐々川桜つみ清掃の実施について

佐々町保健環境自治連合会 保険環境課

本年度も環境美化活動の一環として、佐々川桜つみの清掃を行います。桜つみ周辺に散乱している空き缶、空きびんなどの回収を行いますので、みなさまの参加をお待ちしております。

なお、当日は「新しい生活様式」を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を最優先としマスク、手袋の着用などご協力をお願いします。

①日時

2月20日(土)

10時～11時(時間程度)

小雨決行

②集合場所

桜つみ遊歩道

佐々町消防団第1分団前

(お車でお越しの際は役場裏駐車場をご利用ください)

③活動内容

桜つみ遊歩道

活動(ごみ拾い)を実施(※草刈機は、使用しません)

④安全対策について

①危険箇所(道路、河

川内)は原則清掃活動を行いません。

②清掃作業は、長袖

長ズボン、手袋など

肌の露出の少ない服

を着用してください。

③新型コロナウイルス

感染症の感染拡大防

止のため、屋外でも

マスク着用の上、太

さな声で話しかける

ことなどは避けてく

ださい。

②回収作業について

①回収時に可燃物、不

燃物(缶・ビン・

ペットボトルなど)

に分別してください。

②回収したごみは、集

合場所に集積いたし

ます。

(3)準備について

軍手、火ばさみなどの清

掃用具、飲物などは参加

者で準備をお願いします。

④問い合わせ先

佐々町保健環境自治連合会

保険環境課環境衛生班

環境影響評価方法書の縦覧と説明会の開催について

保険環境課

環境影響評価法に基づき、(仮称)佐々保市鹿町町風力発電所設置計画に係る環境影響評価方法書が提出されました。意見がある人は事業者に対して意見書を提出することができ、また、縦覧期間中に方法書説明会が開催されます。

●対象事業実施区域

佐々保市および佐々町

●縦覧場所および縦覧期間

①佐々町役場保険環境課

2月18日(木)まで

②事業者のホームページ

(http://www.west-gr.co.jp/news/)

3月4日(木)まで

●意見書の提出方法

縦覧場所に備え付けの意見

書に記入し、縦覧場

所の意見書箱に投函する

か(2月18日まで)、事業

者に郵送してください。

(3月4日消印有効)

●意見書の郵送先

〒733-0002

広島県広島市西区楠木町

1-15-24

株式会社ウエストエネル

ギーソリューション

環境アクセスメント係 宛

●事業者による方法書説明会について

2月8日(月)

19時～20時30分(予定)

場所：佐々町文化会館

(事前申し込み不要)

●新型コロナウイルス感

染症の状況によっては、中

止する場合があります。

●問い合わせ先

株式会社ウエストエネル

ギーソリューション

担当：牛尾

☎082-296-0050

●ごみの焼却処分(野焼き)は

法律で禁止されています！

保険環境課

「近所でごみを燃やして

いて、煙や臭いで困る」煙

で布団や洗濯物に臭いがつ

いて困る」などの苦情が多

く寄せられています。

●ごみを燃やすと煙や臭

が発生し、住民トラブルや

生活環境の悪化をまねくだ

けでなく、ダイオキシン類

などの有害物質を発生さ

せ、人の健康への影響が懸

念されることから原則とし

て、禁止されています。

●家庭や事業所から発生し

たごみは焼却処分(野焼き)

せずに、町のごみ収集など

定められた処理方法で適切

に処理しましょう。

●廃棄物の野焼きは原則と

して禁止され、違反すると

5年以下の懲役もしくは

1,000万円以下の罰金

またはその併科に処せられ

ます。

(廃棄物の処理及び清掃に

関する法律第16条の2及び

第25条1項15号)

●野焼きとは？

「野焼きとは、地面で直接

焼却を行う場合だけでなく、

素掘りの穴・ブロック固

められた基準を満たしてい

ない焼却炉なども含まれ、一

般家庭でのごみの焼却行為

は「野焼き」に該当し、例

外を除き禁止されています。

●処分方法について

●家庭ごみは野焼きせずに

廃棄物の種類に応じて、「可

燃ごみ」「不燃ごみ」「リサイ

クル(資源)ごみ」などに分

別して適正に町のごみ収集

所へ出すか、直接クリー

ンセンターに持ち込まれる

(有料)か、町が許可した事

業者へ依頼(有料)してくだ

さい。



市役所からのお知らせ

環境影響評価方法書の
縦覧について

【問】 地域経済活性化課 工振興係

☎内線242

環境影響評価法に基づき、環境影響評価方法書を縦覧します。意見がある人は事業者に対して意見書を提出することが出来ます。

【特定対象事業の名称】

（仮称）佐世保市鹿町町風力発電所設置計画

【対象事業実施区域】

長崎県佐世保市および北松浦郡佐々町

【縦覧場所と縦覧期限】

●市役所1階ロビーおよび御厨支所

2月18日（木）まで

●事業者のホームページ

3月4日（木）まで

【意見書の提出方法】

住所、氏名、方法書の名称、環境保全の見地からの意見を記入して、縦覧場所の意見書箱に投函するか（2月18日まで）、事業者（株式会社ウエストエネルギーソリューション）に郵送してください。（3月4日消印有効）

【意見書の郵送先】

〒733-0002

広島県広島市西区楠木町

1-15-24

株式会社ウエストエネルギーソリューション 環境アセスメント係宛

市立図書館・福島図書館臨時休館について

【問】 松浦市立図書館

☎0956-7214677

福島図書館

☎0955-4712006

松浦市立図書館・福島図書館では2年に一度、不明図書などを確認する蔵書点検を行っており、図書館にある資料（約15万点）を一点ずつ点検するため左記の期間を休館とします。

休館期間中の返却については生涯学習センター入り口横の返却ポスト、福島図書館入り口横の返却ポスト、または最寄りの市立公民館をご利用ください。

【休館期間】

2月25日（木）～3月8日（月）

令和3年度交通災害共済加入受付中

【問】 市民生活課住民係 ☎内線 124

「交通災害共済」は、わずかな掛金で万が一の交通事故（自動車、電車、原動機付自転車、自転車（16インチ以上）等の接触、衝突等による事故）に備える共済制度です。

ぜひご加入ください。

- 【共済掛金】 加入者一人につき 500 円（年間）
※中途加入者についても同額です。
- 【共済期間】 4月1日から令和4年3月31日まで
※4月1日以降に加入される人は、申込書が受理された日から令和4年3月31日までです。
- 【対象者】 本市に住民登録している人（外国人含む）
（就学のために一時的に転出している人も可能）
- 【申込窓口】 市民生活課 住民係または各支所・出張所
*加入申込用紙は申込窓口を用意しております。



ちゅんちゅんネットのWi-Fiインターネットは月額3,000円（税別）
（光30コース プレミアムコース）※期間限定キャンペーン適用

星鹿・御厨一部エリア拡大中につき、初期費用無料キャンペーン実施中！

ちゅんちゅんネットはケーブルテレビの専用回線を利用したインターネットサービスです

Wi-Fiモデム機器リース料・プロバイダ料・通信料 込み！
定額月額利用料だから安心でチューン！

地元企業ならではの！顔が見える安心サポート

西海テレビ ちゅんちゅんネット代理店（代理店番出番号：第J1900811号）

松浦ケーブル株式会社

松浦市志佐町浦免1530-5 TEL 0956-73-4002

意見書の様式

(No.)

「(仮称)佐世保市鹿町町風力発電所設置計画に係る環境影響評価方法書」に対する意見書

令和3年 月 日

〒

ご住所

(ふりがな)

ご氏名

連絡先(電話番号)

環境の保全の見地から次のとおり意見を提出する。

意見の項目	意見の内容及びその理由

<意見の項目の例>

騒音、振動、水質、風車の影、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等、環境全般、その他

【備考】

1 意見書：意見書には環境影響評価法施行規則第4条の規定に基づき、氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を必ずご記入願います。
なお、1枚に記載しきれない場合は、複数枚ご記入ください。その際は、右上の(No.)にページをふり、2枚目以降にも氏名及び住所をご記入願います。

2 郵送先：〒733-0002 広島県広島市西区楠木町1-15-24 ウエスト本社ビル
株式会社ウエストエネルギーソリューション 環境アセスメント係 宛

3 提出期限：令和3年3月4日（木）[郵送の場合は、当日消印有効]

4 その他：この用紙にご記入いただいた個人情報は、環境影響評価法に基づく手続きに関してのみ使用し、他の目的には使用いたしません。なお、提出いただいた意見の内容が公表される可能性がありますので、予めご了承ください。

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づいて、当社に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は53件であった。また、環境の保全の見地以外からの意見が2件あった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

なお、提出された意見は、太字や下線等の修飾も含めて、原文のまま記載した。

1. 事業計画

No.	意見の概要	事業者の見解
1	地域としては、必要な事業ではありません。恩恵も無い。自然を壊すと思います。	本事業の実施に当たっては、既設風力発電所の跡地を最大限活用することにより改変エリアを最小化するなど、周辺環境との調和に努め、環境への影響を可能な限り低減することとしています。本事業及び環境影響評価の内容については、今後、適宜ご説明の機会を設けて、丁寧にご説明を続けて参ります。 また、地域への貢献につきましても、今後、地元の皆様と協議させていただきます。
2	(要約書 P6) 写真が現状と違うのでは、イメージが正しくないのでは。	要約書p6 (方法書p6) に示す衛星写真は、方法書作成時点において、最新のGoogleEarth画像を使って作成していますが、ご指摘の通り、一部の弊社太陽光発電パネルが映っていませんでした。 準備書作成時には、最新の画像を確認するとともに、最新の画像でも現状を的確に反映できていない場合は、ドローン等による空中写真の撮影を検討する等、現状を反映できるよう対応します。
3	(要約書 P13) 構造物の大型化で急傾斜側の大茂と滑り面側地内船の村地型は長期荷重、長期振動に対して注意。江迎町乱橋免の地滑り崩壊は過去の開発との因果関係は	風力発電機の基礎設計につきましては、風力発電機建設地点の詳細な地質調査を行い、暴風時荷重、地震時荷重に耐える設計を行います。 設計内容については第三者機関による認証及び専門家会議による審査を受けた後、電気事業法に基づいて国へ工事計画書の届出を行い、工事に着手することになります。 また、過去の開発との因果関係を指摘されている内容につきましては、自治体の担当課様とも相談の上、必要に応じて、調査を行います。

2. 騒音

No.	意見の概要	事業者の見解
1	「低周波音を含めた音環境を把握し、選定する風力発電機種に応じたパワーレベルを設定したうえで、予測を行うとともに、騒音及び超低周波音の影響の程度を把握し、必要に応じて環境保全措置を検討する」とあるが、具体的にどのようなことを実施するのか？	施設の稼働に伴う騒音については、方法書 p206～207 に示すとおり、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（環境省、平成 29 年）に基づき、対象事業実施区域周辺の民家において残留騒音を測定した上で、風力発電機メーカーから提示されるパワーレベルを元に、騒音の予測計算を行います。予測結果が「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年）で示される指針値を超える可能性がある場合については、環境保全措置を検討します。環境保全措置は、指針値を超えると予測される時期等を踏まえて検討します。 調査、予測及び評価の結果については、準備書以降の図書に記載します。 なお、ご指摘の箇所は、計画段階環境配慮書における評価の結果、留意する事項（方法書 p136、185、284）として示したものです。低周波音（超低周波音を含む）については、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年）において「全国の風力発電施設周辺で騒音を測定した結果からは、20Hz 以下の超低周波音については人間の知覚閾値を下回り、また、他の環境騒音と比べても、特に低い周波数成分の騒音の卓越は見られない。」「これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。また、風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できない。」とされており、令和 2 年 8 月の経済産業省令改正により、風力発電所における環境影響評価の参考項目から除外されています。そのため、本事業におきましても、低周波音（超低周波音を含む）に関する調査、予測及び評価は実施しません。
2	以前より夜間のゴロンゴロンという音が気になります。	施設の稼働に伴う騒音については、方法書 p206～207 に示すとおり、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（環境省、平成 29 年）に基づき、現況調査を 3 日間 2 回実施することとしています。夜間にも調査を実施することから、夜間の騒音についても把握した上で予測を行います。また、対象事業実施区域の周辺に建設されている風力発電機との累積な影響を踏まえ影響予測を行うこととしており、調査、予測及び評価の結果については、準備書以降の図書に記載します。

No.	意見の概要	事業者の見解
3	風が強い日は騒音がひどく牛がびっくりする。	施設の稼働に伴う騒音については、方法書 p206～207 に示すとおり、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（環境省、平成 29 年）に基づき、現況調査を 3 日間 2 回実施することとしています。現況調査は風力発電機が稼働する風の強い日に調査を実施します。また、対象事業実施区域の周辺に建設されている風力発電機との累積な影響を踏まえ影響予測を行うこととしており、調査、予測及び評価の結果については、準備書以降の図書に記載します。
4	（要約書 P15）30 年度の工事、作業音、騒音苦情 0 件について一言。佐賀県、朝くから 1 日 12 時間、天候に合わせて、工程に合わせての作業に苦情は言えない、言わなかった。今後の工事は余裕の工期、工程で 1 日 8 時間、日曜休みで、次期工事より騒音苦情は出します。	本事業による工事については、天候不順の日も想定に入れ、計画に十分な余裕をもつとともに、作業音等の騒音の出る工事の時間帯にも配慮します。また、原則として日曜休みの工程とします。
5	（要約書 P38）環境 2 設定場所は。	環境 2 の調査地点は、方法書 p210～211（要約書 p37～38）に示すとおり佐々町大茂免地区に設定します。具体の調査場所は、地形、民家の配置、道路からの離隔等を考慮して候補地を選定し、地権者に相談して設定します。

3. 水環境（河川等の土砂に関する事項を含む）

No.	意見の概要	事業者の見解
1	工事に伴い露出した土が水路に流れ混み川が赤水になった。	対象事業実施区域の既存太陽光発電所の工事に伴う河川への土砂流出に関しては、自治体の担当課様とも相談の上、地元地区の皆様と協議をさせていただきます。 水の濁りについては、方法書 p212～214 に示すとおり、四季に各 1 回の採水調査を行うほか、降雨時にも採水調査をすることで、適切に現況を把握します。また、改変する箇所の土壌を採取し、土質沈降試験の結果を反映することで、地域の実状に応じた予測を行います。調査、予測及び評価の結果については、準備書以降の図書に記載します。
2	河川の水が変化する。 山から土砂が流れてきて大雨の時は田の中に入る。	
3	（要約書 P40）6. 予測の基本が現況になじまない。コンサルタントの責任設計で現状を。	工事中の排水については、方法書 p13 に示すとおり、沈砂池を設置し、上澄み水を排水することとし、造成工事により生じた切盛法面は必要に応じて散布吹付け工などによる早期緑化を図ります。

No.	意見の概要	事業者の見解
4	(要約書 P42) WR1、WR2、WR3 地点には太陽光開発工事の土砂、石が堆積しています。浚渫後の調査を。	方法書 p214 に示す水環境調査位置は、現地踏査で表流水があることを確認し、設定しました。現地調査を行う際に、土砂の堆積により表流水が確認できない場合は、適宜調査地点を変更します。 調査、予測及び評価の結果については、準備書以降の図書に記載します。
5	大型風力発電所の設置・施工に伴い、現状と地形が変わる事により、山下方の高岩川に現在にも増して土砂が体積し、川がハンランするので大茂町内会と佐々町へ対策の説明をして下さい。 山から流れ出す水が発電所設置前は時間をかけて川までたどり着いていた水が、現状でもいっせきに流れてくる。大雨時は道路等からも集まる為、川がハンランする事になる。	方法書説明会は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のために中止しましたが、現況調査開始までには、説明会を開催する予定としており、事業や環境アセスメントの内容についてご説明します。 調査、予測及び評価の結果については、準備書以降の図書に記載するとともに、準備書説明会においてご説明します。 なお、対象事業実施区域の既存の事業に関する内容につきましては、自治体の担当課様とも相談の上、本事業の環境影響評価手続きとは別になりますが、地元地区の皆様と協議し、必要な対応をいたします。
6	(要約書 P12) 工事中の盛り土が雨水で流出しないよう管理注意してください。地形状態が急流帯から緩流帯になった地形で堆積し大雨で耕作地へ	工事中の排水については、方法書 p13～14(要約書 P12～13)に示すとおり、沈砂池を設置し、上澄み水を排水することとし、造成工事により生じた切盛法面は必要に応じて散布吹付け工などによる早期緑化を図ります。
7	元年に平原川の浚渫工事を施工して頂きましたが、再度土砂が本流まで流出し堆積して居る状況で今後大雨が降れば堰止める可能性が有る。今まで大雨が降る事は有りましたが、水量が一時的に増す事はなかった。今まで分散して流れていた水が、開発がされた事で水が集中して調整池から放出して居る事によるものではないかと自分は思う。 調整池で工事を終わるのではなく末端まで川の護岸が流出しないように工事施工をお願い致します。	工事中の排水については、方法書 p13～14(要約書 P12～13)に示すとおり、沈砂池を設置し、上澄み水を排水することとし、造成工事により生じた切盛法面は必要に応じて散布吹付け工などによる早期緑化を図ります。 なお、対象事業実施区域の既存の事業に関する内容につきましては、自治体の担当課様とも相談の上、本事業の環境影響評価手続きとは別になりますが、地元地区の皆様と協議し、必要な対応をいたします。
8	(要約書 P21) 31 年度までの開発により集中排水により水系の土砂流出をまねき、土砂堆積による川の氾濫、川岸の流出でこまっています。対策を。	
9	上田より高岩川の土石などを取除くこと	

4. 風車の影

No.	意見の概要	事業者の見解
1	「選定する風力発電機の機種に応じて風車の影の予測を行うとともに、風車の影の影響の程度を把握し、必要に応じて環境保全措置を検討する」とあるが、具体的にどのようなことを実施するのか？	方法書 p216 に示すとおり、採用予定の風力発電機の諸元を元に風車の影の予測計算を行い、影がかかる時間が、「実際の気象条件等を考慮しない場合、風車の影がかかる時間が年間 30 時間かつ 1 日 30 分を超えない」及び「実際の気象条件等を考慮する場合、風車の影がかかる時間が年間 8 時間を超えない」を目安として影響の程度を把握します。この目安とする指針値を超えると予測される場合は、指針値を超えると予測される時期等を踏まえて環境保全措置を検討します。 調査、予測及び評価の結果については、準備書以降の図書に記載します。

5. 動物

No.	意見の概要	事業者の見解
1	■2. コウモリ類の保全措置について 『新たな知見(2020 年に出版された文献)』によれば、コウモリ類の保全措置はカットイン風速(風力発電機が発電を開始する風速)の値を上げることと風車を風と平行にすること(フェザリング)が記載されている(※)。事業者は『最新の知見を踏まえて保全措置を検討する』という。よって、本事業においては、「カットイン風速を上げることとフェザリングすること」をコウモリの保全措置として実施して頂きたい。 ※「コウモリ学 適応と進化」p229(2020 年 8 月, 船越公威)	今後の手続きにおいて、風力発電事業によるコウモリ類への影響について知見がある専門家の助言を受けた上で現地調査を実施し、その結果に基づいて、予測及び評価を行います。その上で、必要に応じて、適切な環境保全措置を検討します。 調査、予測及び評価の結果については、準備書以降の図書に記載します。
2	■3. 本事業で採用する風力発電機はカットイン風速(発電を開始する風速)未満であってもブレードが回転するのか?仮に採用機種が未定であれば、パットストライクの予測は「カットイン風速未満であってもブレードが回転する」前提で行うこと。 (理由:コウモリ類の保全上必要な諸元のため)	風力発電機の機種については、現時点で決まっていません。 今後の手続きにおいて、風力発電事業によるコウモリ類への影響について知見がある専門家の助言を受けた上で現地調査を実施し、その結果に基づいて、予測及び評価を行います。その上で、必要に応じて、適切な環境保全措置を検討します。 調査、予測及び評価の結果については、準備書以降の図書に記載します。

No.	意見の概要	事業者の見解
3	■4. 回避措置(ライトアップアップの不使用)について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。国内で報告されたバットストライクの事例は以下のものがあつた。実際にはスカベンジャーによる持ち去りや未踏査エリアの存在、調査者の見落としなどによりさらに大量のコウモリが死んでいるものと予測される。この事実を踏まえ、事業者らが追加的保全措置を検討しない根拠を述べて頂きたい。 ※45 個体(4 種、1～32 個体)、2015, 07 までに調べた 6 事業「風力発電施設でのバットストライク問題」(河合久仁子、ワイルドライフ・フォーラム誌 22(1)、9～11, 2017) ※ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 1 個体、合計 3 個体、「静岡県西部の風力発電所で見つかったコウモリ類 2 種の死骸について」(重昆達也ほか、東海自然誌(11)、2018) 静岡県 ※ヒナコウモリ 3 個体「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」(平成 30 年 10 月、株式会社ジェイウインド)青森県 ※コテンゴコウモリ 1 個体、ヤマコウモリ 2 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、ヒナコウモリ 4 個体合計 9 個体「高森高原風力発電事業環境影響評価報告書」(平成 31 年 4 月、岩手県) ※コヤマコウモリ 5 個体、ヒナコウモリ 3 個体 合計 8 個体、「(仮称)上ノ国第二風力発電事業環境影響評価書(公開版)」(平成 31 年 4 月株式会社ジェイウインド上ノ国)北海道 ※ヒナコウモリ 5 個体、アブラコウモリ 2 個体、ホオヒゲコウモリ属の一種 1 個体、コウモリ類 1 個体 合計 9 個体「能代風力発電所リプレイス計画に係る環境影響評価準備書」(令和元年 8 月、東北自然エネルギー株式会社)秋田県 ※ヒナコウモリ 4 個体、アブラコウモリ 2 個体、種不明コウモリ 2 個体、合計 8 個体「横浜町雲雀平風力発電事業供用に係る事後調査報告書」(令和元年 12 月、よこはま風力発電株式会社)青森県 ※ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ属 1 個体 合計 2 個体「石狩湾新港風力発電所環境影響評価事後調査報告書」(2020 年 2 月、コスモエコパワー株式会社)北海道	今後の手続きにおいて、風力発電事業によるコウモリ類への影響について知見がある専門家の助言を受けた上で現地調査を実施し、その結果に基づいて、予測及び評価を行います。その上で、必要に応じて、適切な環境保全措置を検討します。 調査、予測及び評価の結果については、準備書以降の図書に記載します。

No.	意見の概要	事業者の見解
3 続き	※ヤマコウモリ 3 個体、ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 2 個体、合計 7 個体「能代地区における風力発電事業供用に係る事後調査報告書(第 2 回)」(令和 2 年 4 月、風の松原自然エネルギー株式会社)秋田県 ※ヒナコウモリ 3 個体「姫神ウィンドパーク事業事後調査報告書」(令和 2 年 10 月コスモエコパワー株式会社)岩手県	
4	■5. コウモリ類の保全措置として「稼働制限」を実施して欲しい 国内では、すでに多くの風力発電事業者が、コウモリ類の保全措置としてフェザリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること)やカットイン風速(発電を開始する風速)を上げるなどの稼働制限を行うことを表明した。本事業でも実施して頂きたい。	今後の手続きにおいて、風力発電事業によるコウモリ類への影響について知見がある専門家の助言を受けた上で現地調査を実施し、その結果に基づいて、予測及び評価を行います。その上で、必要に応じて、適切な環境保全措置を検討します。 調査、予測及び評価の結果については、準備書以降の図書に記載します。
5	■6. コウモリの保全措置(低減措置)は「カットイン風速の値を上げること及びフェザリング」が現実的 「コウモリの活動期間中にカットイン風速(発電を開始する風速)の値を上げること及び低風速時にフェザリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること)すること」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置※」である。 ※Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010	風力発電機の機種については、現時点で決まっていません。 今後の手続きにおいて、風力発電事業によるコウモリ類への影響について知見がある専門家の助言を受けた上で現地調査を実施し、その結果に基づいて、予測及び評価を行います。その上で、必要に応じて、適切な環境保全措置を検討します。 調査、予測及び評価の結果については、準備書以降の図書に記載します。

No.	意見の概要	事業者の見解
6	■7. フェザリングの閾値は主観で決めないこと 本事業者は、今後コウモリ類の保全措置として<u>カットイン風速未満の風速時にのみ</u>保全措置(フェザーモード)を行うかもしれない。 しかし、その場合、コウモリ類の保全措置の閾値(コウモリ類保全にとって最も重要な論点)は「カットイン風速」ということになるが、事業者が閾値を「カットイン風速」と決定した科学的根拠を述べないかぎり、それは事業者の「主観」に過ぎないことを先に指摘しておく。 コウモリ類の保全措置の閾値は、事業者が恣意的(主観的)に決めるべきではない。なぜなら、仮に保全措置を「主観で決めることが可能」、とすれば、アセス手続きにおいて科学的な調査や予測など一切行う必要がないからだ。 仮に事業者が「適切な保全措置」を実施するつもりがあるならば、科学的根拠、つまり「音声モニタリング調査の結果」を踏まえ、専門家との協議により「フェザーモードの閾値」を決めること。	今後の手続きにおいて、風力発電事業によるコウモリ類への影響について知見がある専門家の助言を受けた上で現地調査を実施し、その結果に基づいて、予測及び評価を行います。その上で、必要に応じて、適切な環境保全措置を検討します。 調査、予測及び評価の結果については、準備書以降の図書に記載します。
7	■8. 環境保全措置の実施時期について これまでに他の事業者が縦覧に出した準備書及び評価書を読むと、上記の環境保全措置(低減措置)については「事後調査で重大な影響(コウモリの死体)を確認してから検討する」といったケースが散見される。しかし保全措置は「事後調査でコウモリが死んだのを確認してから検討する」のではなく、「コウモリを殺す前」から実施しないと意味がないと思う。コウモリ類の保全措置(低減措置)は「試験運転開始日」から実施して頂きたい。	今後の手続きにおいて、風力発電事業によるコウモリ類への影響について知見がある専門家の助言を受けた上で現地調査を実施し、その結果に基づいて、予測及び評価を行います。その上で、必要に応じて、適切な環境保全措置を検討します。 調査、予測及び評価の結果については、準備書以降の図書に記載します。
8	■9. 「予測の不確実性」の定義及び基準について これまでに他の事業者が縦覧に出した準備書及び評価書を読むと「予測の不確実性」という言葉が頻出する。しかし、「予測の不確実性」の定義が曖昧で、我々住民には意味がよくわからない。定義が曖昧であれば事業者の作為が入りやすい。よって、仮に事業者らが本事業において、「予測の不確実性」について言及する場合は、「予測の不確実性」の定義及び出典を述べて頂きたい。	今後の手続きにおいて、風力発電事業によるコウモリ類への影響について知見がある専門家の助言を受けた上で現地調査を実施し、その結果に基づいて、予測及び評価を行います。その上で、必要に応じて、適切な環境保全措置を検討します。 調査、予測及び評価の結果については、準備書以降の図書に記載します。

No.	意見の概要	事業者の見解
9	■10.「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは、発電所アセス省令に反する行為で「不適切」 国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「予測に不確実性が伴うこと」を根拠に、適切な保全措置(低減措置)を実施(検討さえ)しない事業者が散見される。 「予測に不確実性を伴う」としても、それは「保全措置を検討しなくてよい」根拠にはならない。なぜならアセス省令によれば「影響がない」及び「影響が極めて小さい」と判断される以外は環境保全措置を検討すること、になっているからだ。	今後の手続きにおいて、風力発電事業によるコウモリ類への影響について知見がある専門家の助言を受けた上で現地調査を実施し、その結果に基づいて、予測及び評価を行います。その上で、必要に応じて、適切な環境保全措置を検討します。 調査、予測及び評価の結果については、準備書以降の図書に記載します。
10	■11.「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは「不適切」2 国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「影響の程度(死亡する数)が正確に予測できない」ことを根拠に、適切な保全措置を実施(検討さえ)せず、事後調査に保全措置を先送りする事業者が散見される。<u>定性的予測であれば、国内外の風力発電施設においてバットストライクが多数発生しており、『コウモリ類への影響はない』『コウモリ類への影響は極めて小さい』とは言い切れない。アセス省令による「環境保全措置を検討する」段階にすでに入っている。</u> <u>よって、本事業者らの課題は、「死亡するコウモリの数」を「いかに不確実性を伴わずに正確に予測するか」ではなく、「いかにコウモリ類への影響を回避・低減するか」ではないのか。そのための調査を「準備書までに」実施して頂きたい</u>	今後の手続きにおいて、風力発電事業によるコウモリ類への影響について知見がある専門家の助言を受けた上で現地調査を実施し、その結果に基づいて、予測及び評価を行います。その上で、必要に応じて、適切な環境保全措置を検討します。 調査、予測及び評価の結果については、準備書以降の図書に記載します。
11	■12. コウモリ類の保全措置(回避)について 樹林から 200m 以内に設置した風力発電機は、樹林性コウモリがバットストライクに遭遇するリスクが高くなる。国内では「林内を飛ぶから影響がない」とされてきたコテングコウモリが死んでいる※。事業者は『風力発電機は樹林から 200m 以上離して設置して欲しい』という住民等からの具体的要望を無視し、コピペ回答により論点をすりかえた。事業者らは住民等意見を軽視しており、その姿勢は「適切とは言えない」。 ※「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」(平成 31 年 4 月、岩手県)	今後の手続きにおいて、風力発電事業によるコウモリ類への影響について知見がある専門家の助言を受けた上で現地調査を実施し、その結果に基づいて、予測及び評価を行います。その上で、必要に応じて、適切な環境保全措置を検討します。 調査、予測及び評価の結果については、準備書以降の図書に記載します。

No.	意見の概要	事業者の見解
12	■13. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 今後、事業者は「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。この「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」という主張には、「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先のばしにしてもよい」という前提が隠れている。しかし発電所アセス省令に「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先延ばしにしてもよい」という記載はない。これについて、事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べて頂きたい。	今後の手続きにおいて、風力発電事業によるコウモリ類への影響について知見がある専門家の助言を受けた上で現地調査を実施し、その結果に基づいて、予測及び評価を行います。その上で、必要に応じて、適切な環境保全措置を検討します。 調査、予測及び評価の結果については、準備書以降の図書に記載します。
13	■14. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 今後、事業者は「国内においてコウモリ類の衝突実態は不明な点も多く、保全措置についても検討され始めた段階だ。よって事後調査を行って影響が確認されたら保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。 国内では2010年からバットストライクが確認されており(環境省自然環境局野生生物課、2010、風力発電施設バードストライク防止策実証業務報告書)、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き(環境省、2011)」にもコウモリ類の保全措置が記載されている。「コウモリの保全措置が検討され始めた」のは最近の出来事ではない。また、仮に「国内で保全措置が検討され始めた」からといって、それが「国内の風発事業者が適切な保全措置を先のばしにしてよい」という根拠にはならないことを先に指摘しておく。事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べて頂きたい。	今後の手続きにおいて、風力発電事業によるコウモリ類への影響について知見がある専門家の助言を受けた上で現地調査を実施し、その結果に基づいて、予測及び評価を行います。その上で、必要に応じて、適切な環境保全措置を検討します。 調査、予測及び評価の結果については、準備書以降の図書に記載します。
14	■15. バットストライクの予測は定量的に行うこと 事業者が行う「音声モニタリング調査(自動録音バットディテクターを使用した調査)」は定量調査であり、予測手法(解析ソフト)もすでに実在する(例えば「WINDBAT」 http://www.winbat.techfak.fau.de/index.shtml)等。また、バードストライクの予測手法も応用可能だ。よって、バットストライクの予測は「定量的」に行うこと。	予測については、風力発電事業によるコウモリ類への影響についての知見がある専門家の助言を受けて適切に実施します。 調査、予測及び評価の結果については、準備書以降の図書に記載します。

No.	意見の概要	事業者の見解
15	■16. 自動録音バットディテクターを使用した調査について ・自動録音バットディテクターは、ナセル高で長期間(冬眠期を除く 1 年間)のモニタリングをすること。 ・自動録音バットディテクターは、日没 1 時間前から、日の出 1 時間後まで録音すること。 ・地上からの手動バットディテクター調査については、すべての風力発電機の設置位置において、日没前から日の出後まで自動録音調査を追加するべきである。 (意見の理由)以下のガイドラインに記載がある。 ※「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン 2014 年版 “Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014” EUROBATSPublication Series No.6」, (https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_No_6_Japanese.pdf)	現地調査については、風力発電事業によるコウモリ類への影響についての知見がある専門家の助言を受けて適切に実施します。 調査、予測及び評価の結果については、準備書以降の図書に記載します。
16	■17. 自動録音バットディテクターを使用した解析について 準備書には以下を記載すること。(意見の理由)事業者の調査結果が適切か否かを判断するため。 ・自動録音バットディテクターの機種名及び分析ソフト名 ・バットディテクターの感度範囲 ・バットディテクターの設置高 ・バットディテクターの稼働時間及び欠測時間 ・バットディテクターの録音設定の詳細 ・解析及び予測方法の詳細	今後の手続きにおいて、風力発電事業によるコウモリ類への影響について知見がある専門家の助言を受けた上で現地調査を実施し、その結果に基づいて、予測及び評価を行います。その上で、必要に応じて、適切な環境保全措置及び事後調査を検討します。 調査、予測及び評価の結果については、準備書以降の図書に記載します。

No.	意見の概要	事業者の見解
17	■18. 「バットストライクに係る予測手法」について経済産業大臣に技術的な助言を求めること1 「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査・予測手法は欧米では確立されている技術である。しかしながら日本国内では、ブレード回転範囲におけるコウモリ類の調査が各地で行われながらも、「当該項目について合理的なアドバイスを与えるコウモリ類の専門家」の絶対数は少なく、適切な調査・予測及び評価を行えない事業者が散見される。事業者がヒアリングするコウモリ類の専門家について、仮に「地域のコウモリ相について精通」していたとしても、「バットストライクの予測」に関しては、必ずしも適切なアドバイスができるとは限らない。また、残念ながら国内においてバットストライクの予測に関して具体的指針は策定されていない。 <u>よって、仮に事業者が「国内ではバットストライクの予測について標準化された手法は公表されていない」、「国内では、コウモリ類の定量的予測は困難」と主張する場合は、環境影響評価法第十一条第2項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求めること。</u>	予測については、風力発電事業によるコウモリ類への影響についての知見がある専門家の助言を受けて適切に実施します。 予測及び評価の結果については、準備書以降の図書に記載します。
18	■19. 月2回程度の死骸探索調査など信用できない コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている※。仮に月2回程度の事後調査で「コウモリは見つからなかった」などと主張しても、信用できない。 ※平成28年度～平成29年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査 早期実施実証事業環境アセスメント迅速化研究開発事業(既設風力発電施設等における環境影響実態把握I 報告書)P213. NEDO, 2018.	今後の手続きにおいて、風力発電事業によるコウモリ類への影響について知見がある専門家の助言を受けた上で現地調査を実施し、その結果に基づいて、予測及び評価を行います。その上で、必要に応じて、適切な環境保全措置及び事後調査を検討します。 調査、予測及び評価の結果並びに事後調査の計画については、準備書以降の図書に記載します。

No.	意見の概要	事業者の見解
19	■20. コウモリ類の死骸探索調査について コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて 3 日程度で消失することが明らかとなっている※。よって、 ①コウモリ類の死骸探索調査は、1 基あたり連続 3 日間の調査を月 2 回以上(もしくは週 1 回の調査を月 4 回以上)実施すること。 ②死骸探索調査は日の出より開始すること。 ③個々の発電機について、探索可能面積の割合を記録し報告すること。 ※平成 28 年度～平成 29 年度成果報告書 風力発電等導入支援事業環境アセスメント調査早期実施実証事業 環境アセスメント迅速化研究開発事業(既設風力発電施設等における環境影響実態把握 I 報告書)P213. NEDO, 2018.	今後の手続きにおいて、風力発電事業によるコウモリ類への影響について知見がある専門家の助言を受けた上で現地調査を実施し、その結果に基づいて、予測及び評価を行います。その上で、必要に応じて、適切な環境保全措置及び事後調査を検討します。 調査、予測及び評価の結果並びに事後調査の計画については、準備書以降の図書に記載します。
20	■21. コウモリ類の事後調査はナセルに自動録音バットディテクターを設置すること コウモリの事後調査は、「コウモリの活動量」、「気象条件」、「死亡数」を調べる。コウモリの活動量と気象条件は、死亡の原因を分析する上で必要である。「コウモリの活動量」を調べるため、ナセルに自動録音バットディテクターを設置し、日没 1 時間前から日の出 1 時間後まで毎日自動録音を行い、同時に風速と天候を記録すること。 (意見の理由)以下のガイドラインに記載がある。 ※「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン 2014 年版 “Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014” EUROBATSPublication Series No.6 」(https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_No_6_Japanese.pdf)	今後の手続きにおいて、風力発電事業によるコウモリ類への影響について知見がある専門家の助言を受けた上で現地調査を実施し、その結果に基づいて、予測及び評価を行います。その上で、必要に応じて、適切な環境保全措置及び事後調査を検討します。 調査、予測及び評価の結果並びに事後調査の計画については、準備書以降の図書に記載します。
21	■22. 「事後調査」は信用できない ①事後調査結果について住民は意見書を出せない。 ②事後調査結果を公正に審査する第三者委員がない。 ③事業者側が擁立する専門家は事業者の利害関係者である可能性が高いので信用できない。 ④仮に事後調査でコウモリの死骸が確認されても、事業者が追加の保全措置をする義務はなく、罰則もない。 ①～④の理由から、「事後調査」は信用できない。	今後の手続きにおいて、風力発電事業によるコウモリ類への影響について知見がある専門家の助言を受けた上で現地調査を実施し、その結果に基づいて、予測及び評価を行います。その上で、必要に応じて、適切な環境保全措置及び事後調査を検討します。 調査、予測及び評価の結果並びに事後調査の計画については、準備書以降の図書に記載します。

No.	意見の概要	事業者の見解
22	1. 方法書の段階においてコウモリ類の専門家にヒアリングを行ったことは評価される。	調査、予測の手法等については、今後も、風力発電事業によるコウモリ類への影響についての知見がある専門家の助言を受けて適切に実施します。
23	2. 任意観察法および自動録音法で使用するバットディテクターの機種を記載すること。	今後の手続きにおいて、風力発電事業によるコウモリ類への影響について知見がある専門家の助言を受けた上で現地調査を実施し、その結果に基づいて、予測及び評価を行います。その上で、必要に応じて、適切な環境保全措置を検討します。 調査、予測及び評価の結果については、準備書以降の図書に記載します。
24	3. 自動録音法におけるマイク設置高および録音方向を示すこと。	
25	4. 捕獲調査では「かすみ網」も使用し、丁寧な調査を実施する必要がある。	
26	5. 風況観測塔が調査範囲外(事業実施区域外)に設置されることは意味がわからないが、風況観測塔における調査の結果は全て事業実施区域内と見なして予測評価、保全措置を行うこと。「事業実施区域外だから影響は無い(軽微である)」との予測評価は不適切となる。	対象事業実施区域においては、現在既設の風力発電機が稼働しており、風力発電機から発生する乱流の影響を受けない場所で風況を観測する必要があることから、方法書 p223 で示す位置で風況観測塔を用いたコウモリ類の自動録音調査を行うことにしています。 今後の手続きにおいて、風力発電事業によるコウモリ類への影響について知見がある専門家の助言を受けた上で現地調査を実施し、その結果に基づいて、予測及び評価を行います。その上で、必要に応じて、適切な環境保全措置を検討します。 調査、予測及び評価の結果については、準備書以降の図書に記載します。
27	6. 今後もコウモリ類の専門家の具体的な指導を仰ぎ、コウモリ類の調査について十分な経験と知識を持った者による適切な調査、予測評価、保全措置を行う必要があるだろう。	今後の手続きにおいて、風力発電事業によるコウモリ類への影響について知見がある専門家の助言を受けた上で現地調査を実施し、その結果に基づいて、予測及び評価を行います。その上で、必要に応じて、適切な環境保全措置を検討します。 調査、予測及び評価の結果については、準備書以降の図書に記載します。

No.	意見の概要	事業者の見解
28	方法書では配慮書に対する鳥類の意見について、事業者の見解は全て「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（平成 23 年 1 月、平成 27 年 9 月修正版）」等を用いて予測及び評価を実施し必要に応じて、環境保全措置を検討します。」とある。 そこでどのように、第 2 章に沿って検討されたのかを見てみた。 第 2 章 鳥類等に係る風力発電施設の環境影響評価の実施のポイント ポイント-3：候補地の選定(絞り込み)の項では「候補地が決定されてから既存の鳥類関係資料を収集・整理するのではなく、候補地の選定(絞り込み)の中で、既存資料や地域の野鳥の専門家等への聞き取り等から鳥類生息状況にある程度把握した上で、決定する。」とある。鳥類について既存の調査データは以下のようなものである。 ・ハチクマの渡り経路 3-33(49) 第 3.1-11 図(1)・第 3.1-11 図(2)。 ・ツルの渡り経路 3-35(51) 第 3.1-14 図。 ・猛禽類の日中渡りルート 3-36(52) の第 3.1-15 図。 ・夜間の渡りルート第 3.1-16 図 これらの既存のデータや専門家等の聞き取り調査等を考慮すれば、この場所に風力を再開発すべきでないことは明らかである。方法書段階で中止を決定すべきである。 ポイント-5:調査手法の選定 方法書では調査地点や回数などを書かれている。しかし、「表 2-1 対象事業実施区域の特性に基づく調査項目選定表に望まれる調査項目として掲げられている 6)、7)」の調査については触れられていない。 調査手法の選定に書かれているように建設用地周辺の調査だけでなく渡りの経路、集結地、餌場と休息地の移動経路に関する調査を実施すべきである。何度も書くが既往のデータで風車建設予定はハチクマ・アカハラダカ・ツルの移動ルートに含まれている。	ハチクマ、アカハラダカ、ツルなどの鳥類については、方法書 p217～221 に示す調査方法及び p224～226 に示す調査地点において、対象事業実施区域(風力発電機の設置検討範囲)とその周辺が十分見渡せる範囲で現地調査を行います。渡りの調査時期においても調査を実施します。 予測は、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（平成 23 年 1 月）等の文献に基づいた定量的な予測を行います。 調査、予測及び評価の結果については、準備書以降の図書に記載します。

No.	意見の概要	事業者の見解
29	長年のタカ類の定点調査から分かったことは、調査地点の天候が良くても全く渡らないときがある。逆に調査地の天候が多少悪くとも多量に渡るときがある。これは、渡りの途中の天候に左右されるためである。 ハチクマ・アカハラダカなど朝鮮半島(中国大陸)経由で日本に渡ってくる鳥類は朝鮮海峡の天候に左右される。 また、ハチクマの秋の渡りについては本土(東側)の天候に左右される。これはツル類についても同様である。 このようなことから、方法書に書かれている一般鳥類:1年間とし、各季節の4回とする。 b. 渡り鳥:1年間とし、春の渡り期3回、秋の渡り期3回とする。 c. 希少猛禽類:1年間とし、毎月1回の12回とする。 この頻度の調査では、天候の状況で渡りをしない日に調査が行われることも考えられ、十分な予測評価は出来ない。この調査頻度で十分な予測評価を行うには少なくとも10年程の調査期間が必要。ハチクマとアカハラダカに限り、1年で済ませるのであれば飛来数の多い秋期の渡り調査を9月10日頃～10月10日頃までの1ヶ月間、毎日調査を実施すべきである。兎に角既往の調査で風車建設用地が渡りの場所となっていることが判明しているので、風車設置による影響を確実に回避する為には極めて慎重な調査が求められる。 ツルについては、渡去の期間(1月下旬～3月下旬)にクレインパーク出水に問い合わせを行い、飛び立った日に調査し、飛び立った個体数のどの程度が再開発地やその付近を通過するかを知る必要がある。このことを考えるとシーズン3回の調査で予測と評価はできないことは自明。	鳥類については、方法書 p217～221 に示す調査方法及び p224～226 に示す調査地点において、対象事業実施区域(風力発電機の設置検討範囲)とその周辺が十分見渡せる範囲で現地調査を行います。渡りの調査時期においても調査を実施します。 調査日については、対象事業実施区域周辺の渡り鳥の情報等を参考に、渡りの個体が多い日を調査日とするほか、天候が悪い日の調査も行うこととしています。 予測は、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(平成 23 年 1 月)等の文献に基づいた定量的な予測を行います。 調査、予測及び評価の結果は、準備書以降の図書に記載します。
30	風車建設予定地付近には複数の溜め池があり、しばしばミサゴが採餌に飛来している。これについても調査が必要。	ミサゴを含む鳥類については、方法書 p217～221 に示す調査方法及び p224～226 に示す調査地点において、対象事業実施区域(風力発電機の設置検討範囲)とその周辺が十分見渡せる範囲で現地調査を行います。 調査、予測及び評価の結果については、準備書以降の図書に記載します。

No.	意見の概要	事業者の見解
31	風車は団扇を立てた物と同じで空間に壁を作る。再開発される風車の数は8～11基、旧発電所の風車の数は15基と規模縮小して再開発とのイメージが作られている。しかしブレードの回転面積で考えると大規模な再開発で有ることが分かる。 風車が一行に並び風況が良い場合であるが(実際は風向によって変化)、ブレードの回転面積(鳥類へ直接影響を与える面積)を比較すると一基あたり旧発電所では2959m²(合計44385m²)、再開発では一基あたり5024～11304m²(合計40192～124344m²)となり、ブレードの回転面積で旧発電所とほぼ同等から2.8倍となる。 甲子園球場の総面積は約38,500m²なので、最小規模の再開発でも甲子園球場より面積が広くなり、最大規模の場合は3.2倍となる。さらに高さも98.7mから110～150mと、最大で50m程高くなり、空間に危険な大きな壁を作ることになる。規模を拡大しての再開発は鳥類の渡りに様々な影響を与えることが容易に予測出来る。	風力発電機の稼働に伴う鳥類への影響(バードストライク)の予測は、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(平成23年1月)等の文献に基づいた定量的な予測を行います。風力発電機のブレードの長さや回転速度等がパラメーターとして組み込まれた予測を行い、既設の風力発電機との比較を行うことで、影響の程度を定量的に予測します。 調査、予測及び評価の結果は、準備書以降の図書に記載します。
32	もともと動物の住家が多かった場所の為、住家をなくした動物が住宅地に降りて来ている。	方法書 p217～232 に示すとおり、動物については対象事業実施区域及びその周辺に生息している動物相を把握します。 調査、予測及び評価の結果については、準備書以降の図書に記載します。
33	(要約書 P27) イノシシ、シカ、ハクビシン、アライグマ、タヌキ、キツネ、テン、ウサギ	

6. 植物、生態系

No.	意見の概要	事業者の見解
1	第 4. 3-3 表 重要な種の選定根拠と p293 の環境保全の配慮について「生物多様性上重要な里地里山」については触れられていないのは大問題である。 鹿町町船ノ村の草原は、生物多様性上重要な里地里山(42-3)に選定されている。環境省では、さまざまな命を育む豊かな里地里山を、次世代に残していくべき自然環境の一つであると位置づけており、この環境は国民共有の財産であるとされている。このことが方法書には書かれていない。 全国的に様々な理由で草原が減少しているが、佐世保市も例外ではなく最も減少している環境のひとつである(太陽光発電による減少もある)ので、風車建設用地に草原を含めるべきでない。 草原性の植物とこれらと深い関係を持つ昆虫・鳥類・哺乳類・両生は虫類の調査を実施し関係性を明らかにし予測評価を行うこと。 何度も書くが本地域は既往の調査からツル類・ハチクマ・アカハラダカの渡りのメインルート、となっていることが分かっており、貴社が重大な環境に対する影響への回避を考えるならば事業を実施しない策を選択すべきである。	鹿町町船ノ村地区の草原については、「佐世保市保全することが望ましい地域」に指定されていることから、方法書 p66～67、173 に重要な自然環境のまとまりの場として記載しています。 植物及び生態系については、方法書 p233～240 に記載した内容で現地調査を実施し、その結果に基づいて、予測及び評価を行います。その上で、必要に応じて、適切な環境保全措置を検討します。 調査、予測及び評価の結果については、準備書以降の図書に記載します。

7. 電波障害

No.	意見の概要	事業者の見解
1	TV、電波に影響が無いように、佐世保を反射で受信しています。	電波障害については、環境影響評価の対象とはなっていませんが、環境影響評価と並行して、長崎地上デジタル放送技術連絡会（長崎県における放送事業者の窓口）と協議を行う予定としており、本事業による地上デジタル放送の受信障害が発生しないよう対策を行います。

8. その他（環境の保全の見地以外からの意見）

No.	意見の概要	事業者の見解
1	■1. 意見は要約しないこと 意見書の内容は、事業者(株式会社ウエストエネルギーソリューション)及び委託先(西日本技術開発株式会社)の判断で削除または要約しないこと。削除または要約することで貴社側の作為が入る恐れがある。作為が入れば、環境保全上重要な論点がすり替えられてしまう。よって事業者見解には、意見書を全文公開すること。また同様の理由から、以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、「それぞれに回答すること」。また、本意見書の内容については「順番を並び替えること」もしないで頂きたい。	ご意見については要約せず、書体、アンダーラインもそのまま記載して全文を公開しており、各意見について、それぞれに回答しています。また、順番の並び替えは行っていない。
2	本意見は要約しないこと。	ご意見については要約せず、全文を公開しています。